

第3章 協働のススメ

【基本編】

1 協働とは

立場の異なる組織が同じ目的達成のために対等に協力し合う、活動の一つの「手段」

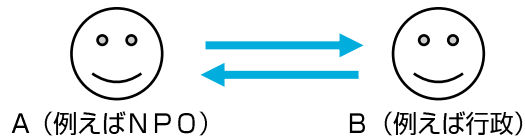
協働とは、NPO、企業、市町村及び県などの社会的立場や目的の異なる組織が、共通の社会的目的を達成するために、互いの特性や資源の違いを踏まえて、対等の立場で連携し、協力することをいいます。（鳥取県非営利公益活動促進条例より）

協働は個人対個人の関係ではなく、共通の社会的目的を達成するために自立した組織が、単独で行うより協力して行った方がより効果が出ると考えられる場合に、それぞれの持つ資源（人材、物資、ノウハウなど）を持ち寄り、組織の立場や違いを理解した上で、対等な関係で一緒に取り組んでいく一つの「手段」です。

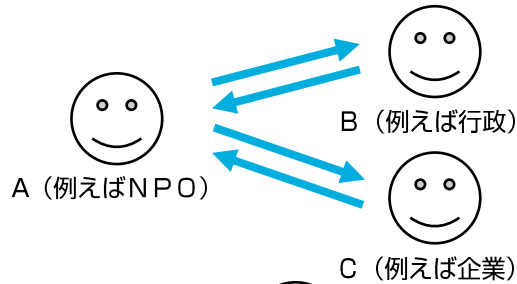
そもそも単独で解決できるのであれば単独で行えばよく、何でも他者と協働をすれば良いというものではありません。取り組む目的や内容によって、協働の形も色々です。

<協働のカタチ（例示）>

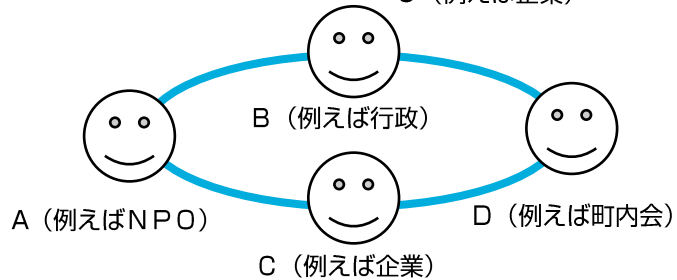
- 一つの組織同士の協働



- 一つの組織と複数の組織との協働



- 複数の組織が共に取り組む協働



とっとり森・里山等自然保育認証制度

NPO法人 智頭町森のようちえん まるとんぼう

平成 25 年度に鳥取県協働提案・連携推進事業に採択され、県子育て応援課との協働で森のようちえんの認証制度である「とっとり森・里山等自然保育認証制度」を平成 27 年 3 月に創設しました。



2 協働の相手

協働を進めることで目的を効果的に達成することのできる相手を選びましょう

協働に関わる組織は様々です。協働して進めることで目的を効果的に達成することのできる相手を選びます。協働は組織間の取り組みですが、協働の取り組みには社会の一員としての市民にも参画してもらい多くの視点を取り入れることも効果的です。

具体的な主体としては、NPO、ボランティア団体、自治会、行政、企業などが想定されます。

3 協働の原則

社会的立場や目的の異なる組織が、共通の社会的目的を達成するために協力しながら進めていくには、基本的なルールがあります。その中でも主に4つの原則を参考に協働を進めていきましょう。

目的の共有	協働する相手同士が、共通の目的や目標を共有しておくことが大切です。
自主性の尊重	特定の主体ばかりに負担が重ならないよう、それぞれの主体が自主的に、自立して取り組む必要があります。
相互理解と相互尊重 (対等の原則)	互いの特性や違いを十分に理解した上で、対等な横の関係であることを意識しながら進めましょう。
責任と業務の分担	双方の特性を考え、十分に話し合いをした上で互いの役割や責任の分担について合意形成しておきましょう。

4 期待される効果

協働を行うことで得られる効果は、以下のようなものがあります。

地域住民のメリット	・担い手の多様化によりサービスも多様化し、より満足度の高いサービスが受けられる
NPO等活動団体のメリット	・地域住民に対する団体の透明性と信用力の向上 ・(行政との協働で) 公共サービスへの参画機会増加 ・資金面でこれまで実施困難だった事業展開が可能に
行政のメリット	・複数分野にまたがる横断的な事業を行うことが可能 ・ニーズや問題への効率的・効果的、早期対応が可能 ⇒行政職員の意識啓発や行政改革推進につながる

企業と協働

- 企業は営利活動を目的とした組織なので、公益的な社会の課題解決を行う主体であると言い切れない部分はありますが、企業も地域社会の一員であることに変わりはありません。その専門性や経営資源等から地域を支える重要な役割を担っていると言えます。

5 協働の流れと留意点

協働には大きく分けて「企画・立案」、「実施」、「評価・改善」の流れがあります。協働での活動や事業を行う場合の一般的な流れと留意点を示します。

(1) 企画・立案

[活動・事業を始める前に]

まずは現状や課題、ニーズを把握するために情報収集をしましょう

協働での活動や事業を始める前に、現状と課題、ニーズなどを把握するために情報収集を行い、それらを解決するための手法について、実施に関わる者同士で話し合い、共通認識を持っておきましょう。

全ての事業で協働を行えば良いというものではありません。そこにある社会的課題に対して、単独で行うより複数の異なる組織が協力して行う方がより効果的だと判断される場合に協働の手法をとり入れましょう。

<協働に適した活動の例>

1	多くの市民の参加を求めるもの
2	柔軟かつ専門的な対応が求められるもの
3	地域の実情に合わせる必要があるもの
4	市民が当事者性を発揮し、主体的に活動するもの
5	行政だけでは取り組みが困難なもの

[協働形態の検討]

協働して取り組むことが決まったら、具体的な協働の形態を検討しましょう。

協働の形態は、委託、補助金、後援、共催、実行委員会（次ページを参照）など様々なやり方があります。その事業の目的や目標達成に対して、最も適切な形態を検討しましょう。

[協働相手の検討]

一緒に協働して取り組む相手を検討します。事業内容によっても協働の相手や形態は異なりますが、選定にあたっては、事業の内容から他に協働すべき相手がないかどうか県内の団体情報なども参考にしながら検討していきましょう。

[事業実施に必要な事項の検討]

協働の手法、相手が決定したら、協働事業に必要な事項（具体的なスケジュール、メンバーの役割分担、必要な人材・資金等）について、協働に関わるメンバーで話し合い、共有しておきましょう。

(2) 実施

これまで検討・決定してきた事項に基づいて活動や事業を実施します。実施の過程で上手くいかない事項、検討段階では想定できなかった困難事項があれば随時見直し、場合によっては軌道修正しましょう。実施過程を記録に残しておく、後で事業をふり返りやすいです。

(3) 評価・改善

活動や事業を実施したら、その達成度や実施プロセスをふり返り、評価しましょう。事業は実施したら終わりではなく、協働事業を次の展開に繋げていくため評価や分析も大切になってきます。

<ふり返るポイント>

1	事業の目的・目標	事業の目的・目標を明確に設定し達成できたか
2	スケジュール	計画時のスケジュールどおりに事業を実施できたか
3	成果・効果	市民サービスの向上につながる成果・効果を得ることができたか
4	収支決算	収支は当初の見込みどおりであったか
5	協働の約束	当初に設定した協働の原則は守られたか

[出典：『NPOリーダーのための15の力』日本NPOセンター発行より一部編集]

実行委員会って何？

- 地域などでの活動で、よく「〇〇イベント実行委員会」や「△△大会実行委員会」など、「実行委員会」という言葉を耳にするのではないのでしょうか。実行委員会とは、異なる複数の組織（個人の場合もあります。）が一つの組織を作り、それぞれが主催者の一員となり、主体的に事業を行う活動のひとつの形です。
- 実行委員会の形で進めると、そこに主体的に関わる組織それぞれが持つ専門性やノウハウを持ち寄り、それぞれのネットワークを通じて幅広い参加が期待できます。一方で役割分担が不明確になったり、メンバーが長期固定化され、活動が停滞する場合もあるので、そのメリット・デメリットも考慮しながら、活動に関わるメンバーでどのような進め方をすべきか話し合っておくことが大切です。

【行政編】

6 NPO等との協働とは

(1) NPO等との協働の意義

専門性や機動性、柔軟性を持ったNPO等と協働することによって、行政だけでは解決できない地域課題に対して、質の高いサービスを提供することができるようになります。

新たな公共サービスの担い手となっているNPO等との協働を進めることで、地域住民のニーズに合った質の高いサービスを行うことが求められています。

NPOとの協働の現状は・・・

NPOの活動は、鳥取県でもますます活動が盛んになっており、行政と協働した活動も増えてきているところです。しかし、「NPOのことが分からない」、「NPOとの協働の仕方が分からない」という職員からの声も多くあり、実際にNPO等との協働を正しく理解されないまま事業が進んでいる例も見受けられています。

誤った「協働」、していませんか？

NPOは行政が協働を進める上でのパートナーのひとつではありますが、何でもパートナーシップを図れば良いということではありません。一つの課題に対して、特性が異なる行政とNPO等が双方の活動目的にかない、それぞれが単独で行うよりも効果が高いと思われる事業について、「協働」で取り組むことで大きな相乗効果が生まれます。

その時に、両者がお互いのことをよく理解せず、自分たちのやり方で事業を進めたり、「協働する」ことが目的になってしまうと、せっかくの協働の取り組みも効果が発揮されなくなってしまいます。

パートナーシップ意識を大切に

協働事業を行う時には、その取り組みをより良いものにするためには、協働する相手とのパートナーシップとしての意識が不可欠です。NPO等との協働では、特にパートナーという意識で動いているか考えながら取り組むことが大切です。

ここでは行政とNPO等との協働が適正に、効果的に実施されるよう、基本的な考え方を示していきます。実際に取り組む内容によって、柔軟に工夫して進めましょう。

(2) 正しく理解していますか？NPOのこと

ここでは、NPOについてのよくある誤解について示します。協働に取り組む前に相手のことを正しく理解しておきましょう。

<誤解1> NPOはボランティアではありません

ボランティアが自発的に活動をしている「個人」、ボランティア団体がそれら個人の「集合体」を指しているのに対して、NPOは自発的、非営利な社会的活動を継続して行う「組織」のことを指しています。

また、ボランティアが活動に対して原則無報酬であるのに対して、NPOは利益目的ではなく、組織や活動の維持のため、有償によるサービスの提供も行うことが可能です。

<誤解2> 「NPOがお金を稼いではいけない」ということはありません

ボランティア活動の特徴である「無報酬性」と、NPO活動の特徴である「非営利性」を混同して「NPOがお金を稼いではいけない」とか「ボランティアなのだから収益事業は行ってはいけない」と誤解していませんか？

「非営利」の意味は対価をもらってサービス提供してはいけないということではなく、活動で得た利益を社員（構成員）に配分しないという意味です。

NPOの継続的な活動のためには、事務所の維持や電話代等の事務的経費が必要です。これらの経費が利益の配分でないのと同様、職員の給料も正当な労働の対価として支払うのであれば、利益の配分とは言えず、非営利であることに矛盾はしません。

⇒ NPOの活動は無償で行うものだという認識は改めましょう。

<誤解3> 法人格の有無で、その団体が優れているか決められるものではありません

NPO法人は他のNPOより優れている？

NPO法人は、法人格を持っていない他のNPOより優れているとは言えません。NPOの評価は法人格のあるなしではなく、活動の内容によって判断されるべきものです。

また、所轄庁（都道府県及び政令市）によるNPO法人の「認証」も、NPO法人の活動に対してお墨付きを与えるものではありません。原則書面審査で、NPO法の基準や手続きに適合していれば認証され、活動実績は問われません。

NPOにもいろいろな段階があることを知しましょう

NPOといっても、活動の目的や内容、その実施する体制や規模も異なり、それぞれの団体の特性を活かして活動しています。NPOにもいろいろな段階があることを知しましょう。

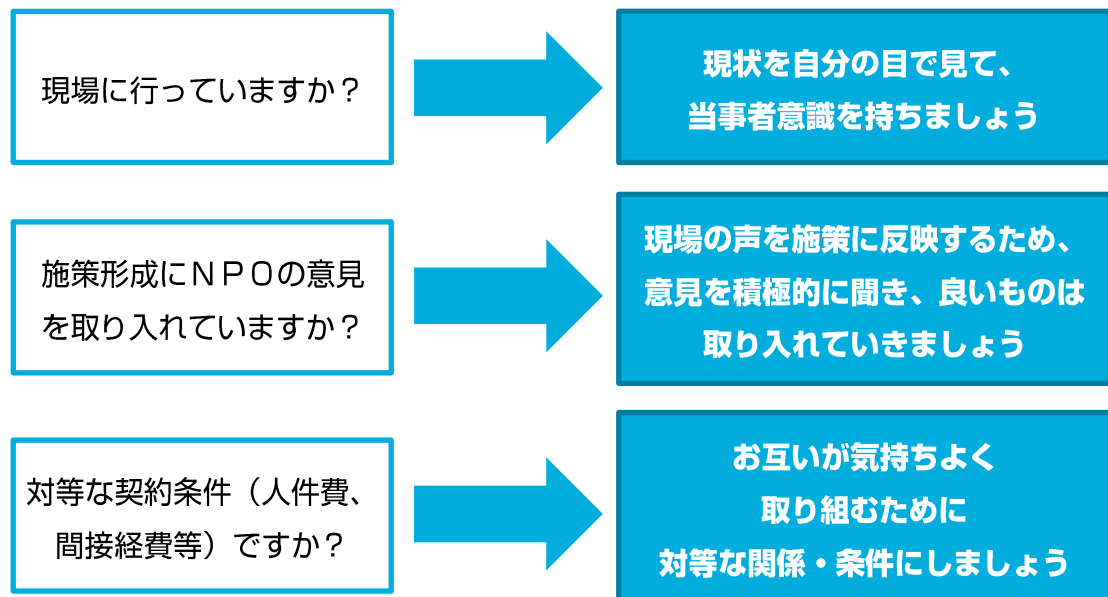
段階	状況	ポイント
初動前	同じ思いを持つ仲間と活動している。	とにかく始める活動を楽しむ
初動期	活動資金は主に会費や補助金に依存。継続的・安定的組織活動の実績が乏しい。	趣味から仕事へ
成長期	継続的・安定的に活動し、広く外部資金を集め活動がより活発化し始める。	継続性 スタッフの雇用維持、人材育成
発展期	行政や企業等との対等なパートナーシップを形成し、専門性を生かした継続的・安定的活動の領域をさらに広げていく。	ノウハウの展開 後進の育成

[出典：NPO法人学生人材バンク資料より一部編集]

(3) パートナー意識を持ちましょう

NPO等との協働において、パートナーシップを意識して取り組んでいますか？下記の視点を持って取り組んでいくことが大切です。

<パートナーシップを意識して取り組むこと>



[出典：NPO法人学生人材バンク資料より一部編集]

(4) NPO等との協働を始める前に

NPO等と協働事業を行いたい場合に、「NPOの探し方が分からない」、「NPOの活動内容や実績が分からない」という職員も少なくありません。NPO等について知る、活動に触れる方法を下記にいくつか示していますので、参考にしてください。

NPOの定款や事業報告書で知る

NPOは、第2章にも示したように、NPO法人だけでなく法人格を持たない任意の団体も含まれます。県では、任意団体も含んだ県内の全てのNPOの活動を把握はしていませんが、県で認証したNPO法人の提出書類（定款、実績報告書等）を鳥取県ホームページ（参画協働課のページ）で公開しています。

鳥取県のNPO法人認証一覧（参画協働課のページ）

<http://www.pref.tottori.lg.jp/28024.htm>

NPO等が発行する会報等で知る

NPO等が発信している会報などの刊行物やホームページやブログ等で見ること、NPO自らが発行する刊行物は、団体の活動目的や内容、現場の声をより分かりやすく知ることができます。NPO等によってはホームページやブログを開設しているところもあるので、こちらも参考にしてみると良いでしょう。

NPO等が実施するイベントや活動に参加してみる

NPO等が実施しているイベントや研修、講座などの活動に参加すると、団体の実際の活動や、活動者の思いなどを肌で感じることができます。

鳥取県では、県内で開催されるイベント・講座やボランティア募集といった情報を「トットリズムサイト」で公開しています。こちらも活用しながらまずは参加してみましよう。

トットリズムサイト（ボランティア・まちづくり等、地域活性化に取り組む
地域住民・団体・企業を応援するサイト）

<http://totorism.pref.tottori.jp/>

NPOとして活動に参加してみる

行政職員も地域の一員として地域やNPOの活動に参加したり、会員になることも可能です。職員がNPOの会員や役員になることに特に制限はありませんが、報酬等を得ることは原則できない、職務専念義務を守るなどいくつかルールがあります。また、職務とNPO活動と厳密に区別するなど、NPOとの関係性について疑念を招くことのないよう十分考慮しましょう。

7 NPO等との協働の進め方

(1) 協働事業の基本的な流れ

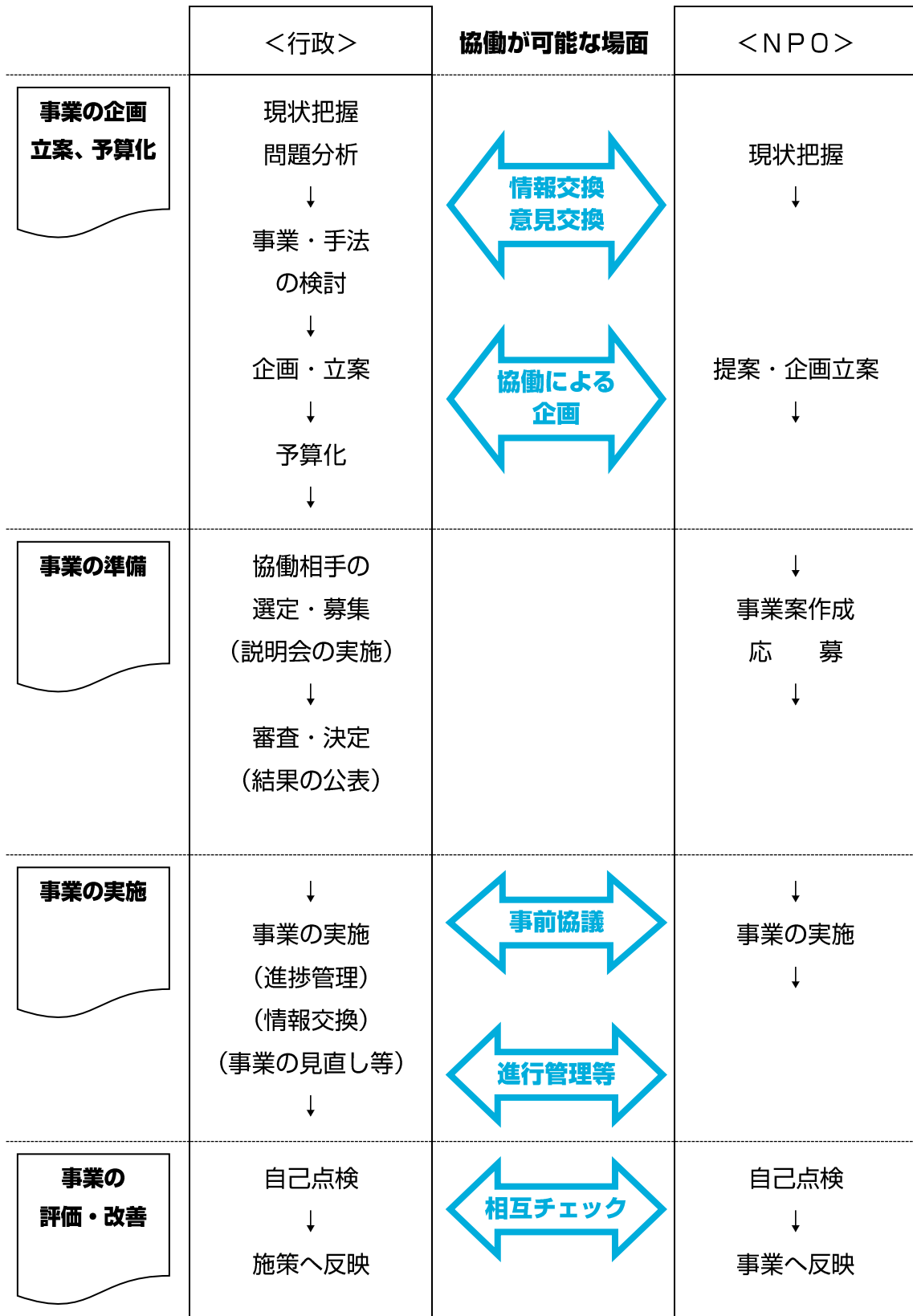
前述「5 協働の流れと留意点」で示した協働事業の基本的な流れに、事業を行う上での行政の手続きの流れも交えながら示すと、次のページのようにになります。

(2) 協働事業の形態

行政がNPO等と協働で事業を進める際、その実施の形態は後援、共催、実行委員会、委託、補助などさまざまな方法があります。

形態	手法	具体例
委託	行政が実施主体となつて行う事業のうち、事業の内容によってNPO等に事業の実施をゆだねること。	各種事業／サービス／施設管理運営／調査研究／各種相談
補助金	NPO等が取り組む事業のうち、行政としても支援する必要があると認めるものに資金面で支援を行うこと。	事業補助／団体補助
後援	その事業が行政の目的と合致する場合に「鳥取県」等の名義の使用を認める形で事業を支援するもの。	発表会／研修会／講演会／イベント／シンポジウム
共催	それぞれの主体が主催者として、協力して事業の運営、実施を行うこと。	
実行委員会	異なる複数の組織が一つの組織を作り、それぞれが主催者となり事業を行うもの。(26ページ参照)	

<協働事業の基本的な流れ>



(3) 事業実施の流れと留意点

(1) で示した図の流れに沿って、進め方の留意点を示していきます。

■ 事業の企画・立案、予算化

[現状把握・問題分析]

- ・ 地域や社会的問題を解決するために、現状の把握とそこで浮き彫りになった問題点や課題の分析をしていきます。現状把握のための情報収集は、アンケート調査や先進事例の調査のほか、直接地域住民やNPOの意見を聞くことも大切です。

[事業・手法の検討]

- ・ 検討にあたっては、課題、目的、解決策（手法）、成果目標を整理します。
- ・ 事業を検討する中で、事業の内容によっては協働が最適な手法ではない場合も出てくることもあります。協働はあくまで活動の有効な手段の一つであるということをお忘れないようにしましょう。
- ・ 協働が最適な手法だと判断された場合に、事業の内容によって、後援、共催、実行委員会、委託、補助等の方法から、最適な協働形態を選択しましょう。

[企画・立案]

- ・ これまで検討してきた事業の課題、目的、解決策、成果目標等を整理して具体的な事業の企画・立案をしていきます。
- ・ 事業の内容によっては、企画立案の段階からNPO等の意見や提案を取り入れたり、協働して企画を作っていくことも大切です。

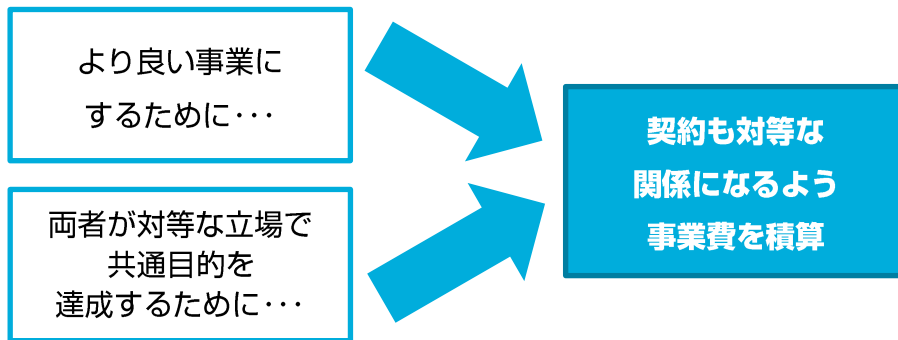
[予算化]

- ・ 目的を達成するために必要となる事業の予算を積算します。事業の内容や協働の形態によって積算内容は大きく異なりますが、協働の相手の負担にならないよう積算に配慮することが大切です。鳥取県の予算編成にあたっての留意点にも以下の項目が明記されています。

NPO等との協働・連携事業の的確な対応

- NPO等との協働・連携事業を立案する場合は、所要経費の積算において、実施する事業の内容に応じて人件費を的確に見込むこととするほか、事業実施に当たっての諸手続などで相手方に過度な負担を課すことのない仕組みを検討すること。
(平成29年度当初予算編成等に当たっての留意事項資料より抜粋)

<ここでもパートナーシップ>



※ 委託を選択する場合の留意事項

- ・ NPO等との協働による委託事業では、NPOの専門性や経験、ノウハウなどに対して適正な対価を積算しましょう。
- ・ 人件費が発生するものについては、事業の内容、熟度に応じて適切な単価を設定しましょう。

⇒ 安易に非常勤単価を直接用いるのではなく、事業の内容・熟度に応じた正職員給料等も参考にしながら単価を検討しましょう。

- ・ なお、NPO等に委託する業務が月額給与になじまない場合は、日額単価×業務日数などで算出します。
- ・ NPO等の組織や活動の運営に過度な負担を課さない積算に配慮し、事業の直接経費以外に、事業の実施に最低限必要となる事務経費などの間接経費を含めるようにしましょう。（間接経費については事業の内容に応じて積算する他、直接経費に上乗せして積算する場合があります。）

※ 補助を選択する場合の留意事項

- ・ 補助はNPO等が主体的に行う事業に対し、公益性の観点から行政としても支援する必要があると認めるものに資金面での支援をすることです。
- ・ 補助金の継続的な交付は、行政への依存度が高くなり、団体の自主的、自立的な活動を損なう危険もあるため、補助対象経費や補助率、補助期間等に制限を設けることも必要です。

予算の積算の留意点

- 人件費が発生するような委託事業では、個々の事業内容に応じて適正な額を積算する、事業に必要な事務経費も積算に含めるようにしましょう。
- 補助事業では、補助対象経費や補助率、補助期間の設定など、NPO等の自主性や自立性を損なうことのない補助内容としましょう。

NPO等との委託や補助等の協働事業において、行政から対価が適正に支払われないと、NPO等が事業実施のために自己資金を持ち出しするなどして、結果的に組織運営のための必要経費が不足し、結果として組織としての活動を続けられなくなることもなりかねません。

より良い事業の実施のために、日頃からNPO等と広く意見交換を行いながら、互いの特性を理解しながら協働のパートナーとしての関係を築いていきましょう。

■ 事業の準備

[協働相手の選定・募集]

- ・ 広く公募しましょう。
⇒ 事業目的や内容、事業形態によって異なりますが、企画提案型の委託事業、補助事業は公募して実施します。公募にあたっては、広報や説明会を開催、質疑応答の期間を設けるなどして、応募者からの不明点に丁寧に対応しましょう。
- ・ 募集要項等の内容を明確にしましょう。
⇒ 募集要項は、事業の目的に応じた応募者の資格要件や、募集する事業内容や仕様書、企画提案事業を選考する選考基準など、募集内容や公募に係る手続きが応募者に分かりやすく伝わるように記載しましょう。
- ・ 分かりやすい募集書類を心がけましょう。
⇒ 必要以上に提出書類を求めているか、また、事業実施要領や補助金交付要綱等の書類が分かりやすい言葉で書かれているか確認しましょう。
- ・ 余裕のある公募期間を設定しましょう。
⇒ 応募団体が事業を企画し、提出書類を揃えるために必要となる十分な応募期間を設定しておくことが必要です。最低でも1カ月、事業の内容、規模によっては2～3カ月を目安にして応募期間を確保しましょう。
- ・ 事業の審査会等では、審査委員に外部人材を登用するなど、公平性・透明性を確保しましょう。

協働相手の選定・募集

- 十分な応募期間を確保しましょう（事業内容、規模に応じて最低1カ月～複数月を目安に。）
- 公募資料、提出書類は分かりやすさを心がけましょう。

[審査・決定]

- ・ 選考結果は、審査会等開催後速やかに全ての応募団体に通知する他、選考結果を公開しておきましょう。

■ 事業の実施

- ・ 実施にあたっては、委託事業や補助事業であってもNPOに任せっぱなしにするのではなく、行政職員も現場に行き事業に関わって事業の進捗状況の把握に努め、事業が適正に、効果的に実施されているか確認しましょう。
- ・ 事業の途中段階でも、協働相手と定期的に意見交換、コミュニケーションを図りながら、事業の進捗や実施上の課題について情報交換しましょう。
- ・ 事業を実施する中で、トラブルが発生するなど事業内容を変更する必要がある場合は、必ず双方で協議、合意の上、柔軟に事業を見直すことが必要です。

事業の実施

- 行政職員も積極的に現場に出向き、事業の進捗や現状把握をしましょう
- 事業実施途中でも、事業の進捗状況について互いに進捗を管理し、必要があれば事業の内容を見直しましょう。

■ 事業の評価・改善

[自己点検]

- ・ 事業が終了後は、行政とNPOのそれぞれで事業の実施内容を点検します。

[相互チェック]

- ・ 行政とNPOが事業を振り返る機会を設けて、互いの事業内容をチェックしましょう。
- ・ 事業の振り返りでは、協働による事業効果が発揮できたかどうか、互いの協働の役割は十分に発揮されていたかどうか確認し、足りない点や課題があれば、その改善策を話し合い、次の事業に活かしていきましょう。
- ・ 事業の評価や成果は、事業の透明性確保の点からも広く公開するよう努めましょう。

【NPO等編】

8 行政との協働とは

こんな思いをしたことはありませんか？

「行政と協働したいが行政の仕組みがよく分からないので前に進まない」、「行政と協働してみたが、仕事の仕方が違うので上手く行かなかった」。行政と協働することに対して、このような思いをされている方も少なくないのではないのでしょうか。

異なる組織が協働する時に誤解が起こりやすいのは・・・

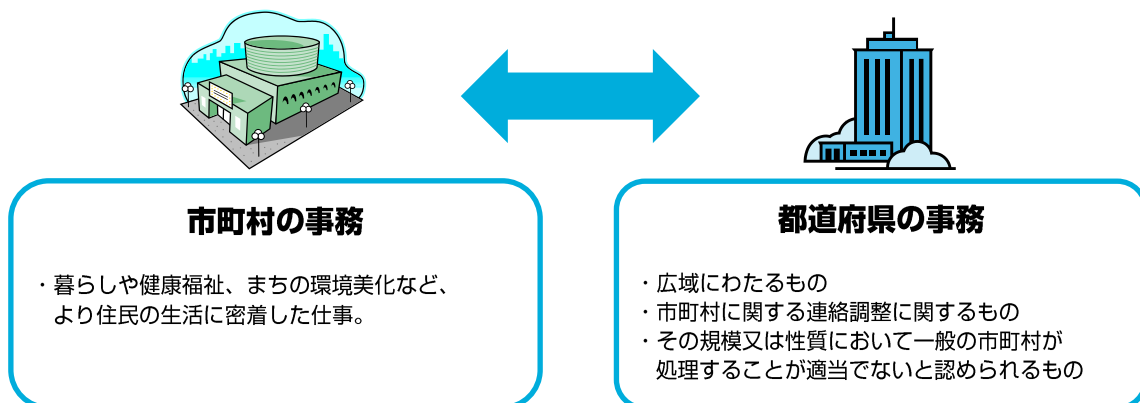
NPOはその専門性、機動性、柔軟性から、そこにある課題に対して迅速に判断、対応することができます。一方で行政は公平・平等を原則に、法律や条令に基づき組織で動くことから、課題への対応決定に時間が必要になります。このように異なる組織が協働する時には、その仕組みの違いから、誤解や行き違いが起こりやすいものです。

しかし、逆に考えれば、相手の組織や仕組みを知ることによって、協働しやすくなるとも言えます。ここでは、行政の仕組みについて、基本的なことをいくつか抜き出して示しています。これらを押さえた上で、行政との協働に活かしてください。

9 知っていますか？行政のこと

(1) 都道府県と市町村の違いは？

都道府県と市町村では、以下のような役割分担をしながら住民の生活に必要なサービスを提供しています。



〔出典：『図解よくわかる 地方自治のしくみ』（今井照著 学陽書房発行）より一部編集〕

(2) 行政の特性は？

行政は法律・条例等に基づき、多くのプロセスを経て事務を執行しています。他にも行政はNPOとは異なる特徴があります。主な特性は以下のとおりです。

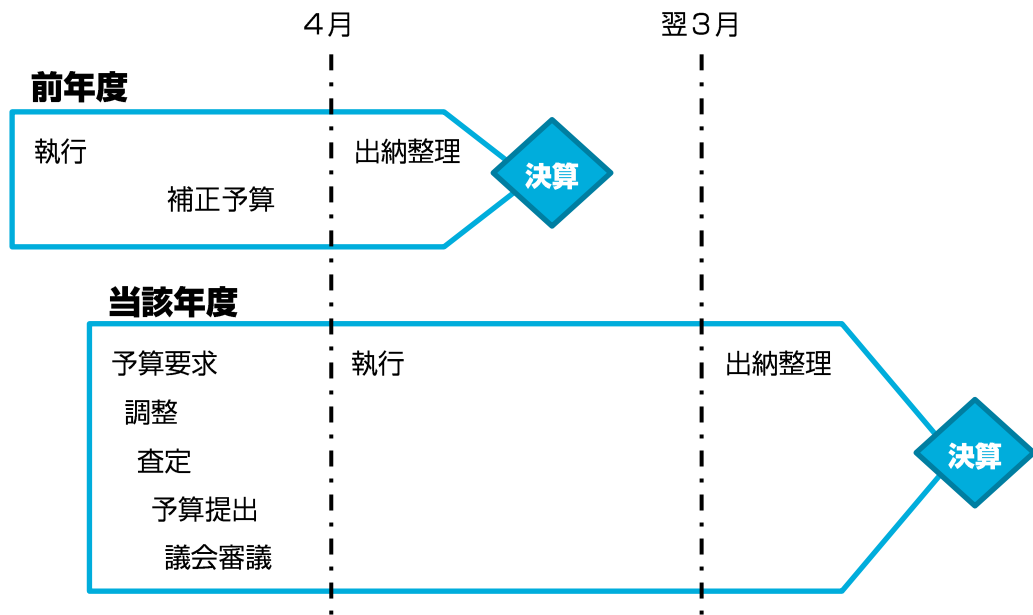
	行政	NPO
特性・強み	<ul style="list-style-type: none"> ・組織力がある ・権限（自治事務、法定受託事務） ・社会的信用 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様性 ・機動性、先駆性 ・専門性 など
弱み	<ul style="list-style-type: none"> ・縦割り組織になりやすい ・合意形成に時間がかかる ・前例主義、保守的になりやすい など 	<ul style="list-style-type: none"> ・資金不足 ・人手不足 ・（団体によっては）情報収集力、広報力が弱い など

委託や補助事業等で行政へ申請書類や報告書類を提出するのはなぜ？

- 行政が実施する委託事業や補助事業等では、その事業に応募する際には申請書や申込書などの書類を、事業終了後には実績報告書を、事業毎で定められた様式で提出する必要があります。提出する側にとって、これらの書類を作成することは労力や時間もかかります。
- これらの手続きや書類は、事業が公金で賄われていることから、適正な事業実施を確認するために必要となるものです。
- よりよい協働を進めるために、行政はできる限り書類の簡単化を図り、そのような書類が必要なのかの説明に努め、NPO等もこれらの手続きについて理解をしていただくことが必要です。

(3) 行政の予算づくりの流れ

自治体の予算は、会計年度独立の原則に基づき、4月から翌年3月までを一年度として作成されています。行政の予算づくりの流れは、それぞれの自治体によって異なりますが、以下のような流れで進められています。



[出典：『図解よくわかる 地方自治のしくみ』（今井照著 学陽書房発行）より一部編集]

翌年度予算案の議会への提出時期から逆算すると、各行政部署ではおおむね秋頃から予算要求書の作成が始まります。NPOが政策や事業提案を行いたい場合、その事業を行いたい年度の前の年の予算要求前には行政に相談することで、タイミングを逃すことなく提案することができるでしょう。行政にとってもNPO等からの提案は政策や事業づくりの貴重な参考になります。

10 行政も知りたい！NPOのこと

自分たちの活動を多くの人に発信していますか？

行政職員も協働事業のパートナーであるNPOのことを知りたいと思っています。

しかしNPOと協働事業を行いたい場合に、NPOがどんな活動をどのように運営しているか知らない職員も少なくありません。NPO等も自ら情報発信を行い、行政に限らず広く自分たちの活動を知ってもらいましょう。

「7 NPO等との協働の進め方」において、行政側のNPO等との協働事業での適切な経費の積算等について示しましたが、NPO自身も自分たちが行っている活動にどれだけのコストがかかっているかなどを把握・整理して協働相手である行政に発信していくことも大切です。

誰に、何を、どうやって伝えたいのか整理してみましょう

団体の活動の情報発信には、まず、情報発信の目的「どうして広報したいのか」を整理することから始まります。その目的によって「何を」、「誰に」、「どうやって」伝えるか異なってきます。

- 目的の例
- まずは活動を知って欲しい
 - 会員を増やしたい
 - 寄付を増やしたい
 - 活動を手伝って欲しい
 - 団体のイベントに参加して欲しい など

色々あります、伝える手段

伝える手段は色々ありますが、「何を」、「誰に」伝えたいかによって、活用する媒体を選びましょう。

自ら発信するもの	会報、ホームページ、団体紹介パンフレット、チラシ、ポスター、メールマガジン、ブログ、ツイッター、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス） など
他の媒体を活用するもの	新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、自治体が発行している広報物、自治体や地域の行事 など